

平成24年第3回尾鷲市議会定例会会議録

平成24年9月10日（月曜日）

○議事日程（第2号）

平成24年9月10日（月）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第40号 尾鷲みどりの基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第41号 尾鷲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第42号 尾鷲市防災会議条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第43号 尾鷲市災害対策本部条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第44号 平成24年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第 7 議案第45号 平成24年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第 8 議案第46号 平成24年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第 9 議案第47号 平成24年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第10 議案第48号 平成23年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第49号 平成23年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第50号 平成23年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第51号 平成23年度尾鷲市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第52号 平成23年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について
- 日程第15 議案第53号 平成23年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について

- 日程第16 議案第54号 尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第55号 尾鷲市教育委員会委員の選任について
(質疑、委員会付託)
- 日程第18 陳情第3号 尾鷲市立尾鷲中学校 屋内運動場(体育館)の床の張替え、照明器具改修工事についての陳情
(委員会付託)
- 日程第19 発議第6号 新規採石事業を認可しないよう求める意見書について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第20 一般質問

○出席議員(14名)

- | | |
|-------------|------------|
| 1番 北村道生議員 | 2番 内山鉄芳議員 |
| 3番 端無徹也議員 | 4番 田中勲議員 |
| 5番 三林輝匡議員 | 6番 神保美也議員 |
| 7番 南靖久議員 | 8番 三鬼和昭議員 |
| 9番 與谷公孝議員 | 10番 大川真清議員 |
| 11番 濱中佳芳子議員 | 12番 三鬼孝之議員 |
| 13番 高村泰徳議員 | 15番 中垣克朗議員 |

○欠席議員(1名)

- 16番 真井紀夫議員

○説明のため出席した者

- | | |
|------------|--------|
| 市長 | 副市長 |
| 会計管理者兼出納室長 | 市長公室長 |
| 総務課長 | 財政課長 |
| 防災危機管理室長 | 税務課長 |
| 市民サービス課長 | 福祉保健課長 |

環 境 課 長
魚 ま ち 推 進 課 長
建 設 課 長
水 道 部 長
尾 鷲 総 合 病 院 事 務 長
尾 鷲 総 合 病 院 医 事 課 長
教 育 委 員 長
教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 長
教 育 委 員 会 学 校 教 育 担 当 調 整 監
監 査 委 員

商 工 観 光 推 進 課 長
木 の ま ち 推 進 課 長

尾 鷲 総 合 病 院 総 務 課 長

教 育 長
教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長

監 査 委 員 事 務 局 長

○ 議 会 事 務 局 職 員 出 席 者

事 務 局 長
議 事 ・ 調 査 係 書 記

議 事 ・ 調 査 係 長

[開議 午前10時00分]

議長（三鬼孝之議員） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名であります。よって、会議は成立いたしております。

本日の欠席通告者は、16番、真井紀夫議員は所用のため欠席であります。なお、16番、真井紀夫議員は、後刻出席される旨通知がございました。

最初に、議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第2号により取り進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において4番、田中勲議員、5番、三林輝匡議員を指名いたします。

それでは、日程第2、議案第40号「尾鷲みどりの基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」から、日程第17、議案第55号「尾鷲市教育委員会委員の選任について」までの計16議案を一括議題といたします。

ただいま議題の16議案につきましては、既に提案理由の説明は終わっておりますので、これより議案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、通告順に従い、これを許可いたします。

最初に、7番、南靖久議員。

7番（南靖久議員） おはようございます。

質疑通告に従いまして、議案第41号「尾鷲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」と、議案第44号「平成24年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について」の計2議案について質疑を行います。

まず最初に、議案第41号のごみ袋有料化に向けての条例の一部改正、議案書の4ページ、5ページに記載されております。

これは、来年度から、平成25年4月1日より家庭系一般廃棄物、市が収集運搬するごみ等の有料化と、新たに家庭系一般廃棄物の搬入分を有料化する条例の改正であります。

この条例改正にいたしましては、もうここ5年余りこういった議論をしております、今回がやっとの条例提案となったわけでございますけども、この提案に

については理解は示しておりますが、私がまず尋ねたい1点は、この4ページに記載の議案第23号、次の1項を加えるということで、「前項に規定する手数料の減免を受けた者のうち、第13条の規定による一般廃棄物処理手数料（指定ごみ袋で排出されるものに限る。）の減免を受けた者にごみ袋を交付する。」と改正案では明記をされております。それらの減免者の対象基準の幅と指定ごみ袋の枚数等と、この23条の条文の説明をいただきたいと思っております。

次に、議案第44号「平成24年度一般会計補正予算（第3号）の議決について」のうちの歳出の29ページ、第2目塵芥収集費、13節委託料、指定ごみ袋製造販売業務委託料として、今回2,880万8,000円が予算化されており、来年度実施予定のごみ袋3種類、約200万枚の制作費と理解をしておりますが、いかがでしょうか。

それと、最後に、同じく補正予算書の11ページ、歳入の第12款ですね。使用料及び手数料、第2目衛生手数料、6節塵芥収集手数料904万5,000円は、これ、市民向けに販売をされるごみ袋の入の部分だと思っておりますが、今回予算化されております計上のごみ袋の根拠を詳しく教えていただきたいと思っております。この九百何万かの根拠ですね、計算根拠を。

以上です。

議長（三鬼孝之議員） 環境課長。

環境課長（野田耕史君） それでは、南議員の質疑について御説明申し上げます。

有料化の実施に際し、目的とすることのごみの減量を達成するには、可能な限り全ての市民に応分の負担をしていただく必要があると考えますが、災害被害者など真の生活困窮者や、寝たきりの高齢者や障害者、あるいは乳児のいる世帯など、紙おむつを大量に使用せざるを得ない世帯に対して、減免などの配慮は、市民の生活を守る上において必要であると考えます。

減免を対象とする世帯につきましては、ゼロ歳児から2歳児が属する世帯、尾鷲市家族介護用品支給事業実施要綱の規定により……。 （「もうちょっとゆっくり言ってください」と呼ぶ者あり）はい。尾鷲市介護用品券の支給を受ける者の属する世帯、それと、身体障害者福祉制度に基づき、1級または2級の身体障害者手帳（療育手帳A）、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者が属する世帯で、前年度の住民税が非課税の世帯、天災、火災等の被害に遭った世帯、その他市長が認める者としていたいと考えております。

ただし、福祉施策などにより日常生活費の扶助を受給している世帯や、税制面

などにおいて既に優遇されている世帯については、減量への公平な負担と努力を促すという意味において、対象から除外したいと考えております。

具体的な減免の方法につきましては、平均1年間で1人当たりが使用するごみ袋の枚数の2分の1を限度にしたいというふうと考えております。

以上です。

議長（三鬼孝之議員） 補正予算のほうは。

環境課長。

環境課長（野田耕史君） 収入の分のあれでございますね。一応ごみ袋の製作枚数につきましては、45リッター、67万枚、それと、30リッターも同じく67万枚、15リッターについても同数を製造する予定でおります。

それで、今回の上げさせていただきました歳入につきましては、2月、3月から先行してごみ袋を販売していくということで、2カ月分の収入として計上させていただきます。

以上でございます。

議長（三鬼孝之議員） 7番、南靖久議員。

7番（南靖久議員） 今、係長のほうから減免の対象、ゼロ歳児から2歳児や介護支援を受けている方、第1級、2級の障害手帳をお持ちの方とか、住民非課税の家庭を対象にするわけなんですか、これは全てが。そういったことで理解してよろしいのかということで、年間1人が使う2分の1助成ということは、袋に対しての2分の1助成じゃなしに、もう全額、袋をやり切ることじゃないんですね、そうすると。今の環境課長の説明によりますと。私、そのように今の減免家庭の分を理解させていただいたんですけれども、もし私の今の考え方が間違いであれば、再度詳しく御答弁をいただけたらと思います。

それと、ごみ袋の予算、二千八百何がしか。今の3種類のものを67万枚ずつ製作、購入するというのでございますので、当然、尾鷲市の指定袋ということで、誰が見ても、尾鷲市のマークが入ったり、確実に尾鷲市の指定袋ですよという明記が確認できるごみ袋をつくっていただくと思うんですね。できたらそこら辺のデザイン等についても、イメージ的なものがあれば、今答えられる範囲で答えていただきたいなと思います。

それと、最後の入の予算904万5,000円というの、これ、2月、3月の2カ月で市民が購入される予算を計上させていただいたということなんですけれども、私、これは財政課長のほうにちょっとお聞きしたいんですけれども、地方

自治法の第222条の「予算を伴う条例、規則等について」ということで条文化されていることがあるんですけども、今回の議案上程と予算が一体化しなければならぬということ、行政としては、この一体化予算を組んだことには理解をしたいと思います。

ただ、私が若干拙速じゃなかったのかなと思うのは、今先ほどお尋ねをさせていただきました市民が購入する904万5,000円の入の部分なんです。2月、3月で販売予定だとされるということでございますので。できたら、僕は、入の部分については、9月議会で入として上げるのではなしに、12月議会、もしくは3月の最終補正なんかで、今回、この予算については上げるのが、行政としたら、優しいという表現じゃないけども、ごく自然的な予算計上じゃないのかなというような感じがしてなりません。

そういった面で、特に222条に基づいて、この入の予算については、どのような判断をされて予算計上されたのか、お伺いをいたします。

議長（三鬼孝之議員） 財政課長。

財政課長（川口拓也君） まず、今回の条例と予算につきましては、222条の規定に基づいて、まず同時に提案をさせていただきました。

また、この歳入につきましては、今回の改正条例の附則において、条例の規定に基づく一般廃棄物処理手数料、括弧して、ごみ袋で排出するものに限るの徴収及び指定ごみ袋の交付は、施行日前においても行うことができると規定されており、本年度中の歳入が見込まれることから、歳入予算も合わせて計上をしたものでございます。

議長（三鬼孝之議員） 環境課長。

環境課長（野田耕史君） 非課税対象の世帯なんですけれども、非課税対象の世帯につきましては、先ほど申し上げましたとおり、身体障害者手帳の交付を受けている者が属する世帯ということでございます。それと、もう一つは、例えば寝たきりの高齢者や障害者、乳幼児のいる世帯、ごみを減らそうとしてもどうしても減らすことができないといった世帯を対象というふうな形で捉えております。

それと、先ほどの袋のことなんですけれども、減免の部分なんですけれども、一応、平均的に1年間に1人が使うごみ袋の量としては、45リッターで80枚程度となっております。ですので、その2分の1に相当する40枚を無料で配布するような形を考えております。

議長（三鬼孝之議員） 7番、南靖久議員。

7 番（南靖久議員） 大体無料配布のことは、2 分の 1 じゃなしに、40 枚は責任を持って無料配布で、そういった対象家庭に配布させていただければ。よくわかりました。

もしそういったことで、使用料のほうがふえてくるようだったら、随時また考えていただきたいなと思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思えます。

今の財政課長には、地方自治法に基づいた、都合のええ財政課長の答弁をいただいたわけなんですけども、当然、地方自治法というのは、罰則規定がないんですね。要するに、執行部が提案をされて、議会が認めればオーケーなんです。

それはそれとして、施行前のあれもあれなんですけれども、当然ごみ袋については、僕は販売が 2 月、3 月予定なので、何か今回えらい慌てて、南海トラフじゃないですけども、3 連動的な条例、支出、入というような予算を組んできたものに若干ちょっと僕は心にひっかかるものがあるわけなんですけれども。

本来、質疑ということで自分の考えを述べてはいけないんですけど、簡単に言いますと、僕は、今回、条例を上げるのは結構だと思っておりました。それと、袋の支出についても、条例が通ってからということで、12 月議会あたりで提案をしていただいて、それと、市民の入については、当初予算、当然、僕は平成 25 年の 4 月 1 日スタートじゃなしに、平成 25 年の 9 月 1 日、ごみ袋の有料化についてはスタートするほうが、より市民的にも、理解を深めてもらう意味でも、もっと終始徹底が図れたんじゃないのかなという、そういった思いがいたしておりますので、今回、このような質疑に立たせていただきました。

当然、地方自治法の 222 条はそのとおりなんですけれども、やはり最終的な予算、条例の意思最終決定機関というのは議会の場なんです、最終的に。条例を通すのにも、予算を通すのにも。議会が意思最終決定機関があるので、あくまでも市長が提案してくるというのは市長の判断で、今回は出しても通るであろうという見込みのもとで、条例なり予算というのを提案してくるわけなんです。いわば最終意思決定機関が議会であるということ、ひとつ頭の中へ入れていただいて、私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（三鬼孝之議員） 答弁はよろしいですね。

次に、8 番、三鬼和昭議員。

8 番（三鬼和昭議員） それじゃ、通告に従いまして質疑を行います。

平成 24 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 3 号）の議決についてから、まずは

歳出の２款総務費、１項総務管理費、５目企画費の１３節委託料で、設計意図伝達業務委託料２１万５,０００円についてと、あわせて、第９款教育費、第１項教育総務費、２目事務局費の１３節委託料で、学校耐震整備事業の意図伝達業務委託料７８万４,０００円について、まず、設計意図伝達業務委託、業務とは、具体的にどのような業務なのかということの説明をいただきたいのと、委託料金の算出根拠、そして、委託先については、入札なのか、それとも随意契約なのかということをお説明ください。

ページにして補正予算書の２０ページ、２１ページ、３８ページ、３９ページの部分でございます。

次に、第２款総務費、第１項総務管理費、１１目防災費の１５節工事請負費で、津波避難ビル整備工事請負費５３２万９,０００円について伺います。

補正予算書２０ページ、２１ページですが、この整備工事について、どのようなところをどのようにされるのかという、その工事の内容とともに、整備された津波避難ビルの運用の仕方について、概要をお説明ください。

また、工事については、入札なのか、それとも、民間の所有物ということもありますので、随意契約なのか、行政が勝手にそういったことを決められるのかということもあわせてお説明ください。

議長（三鬼孝之議員） 副市長。

副市長（横田浩一君） まず、設計意図伝達費につきまして、私から答えた後、総務課長から答えさせていただいて、さらに、津波避難ビルにつきましては、防災危機管理室長のほうから順番に説明させていただきます。

まず、設計意図伝達業務委託料でございますけれども、それぞれ総務費と、それから教育費がございます。それぞれについて、あわせて説明させていただきます。

設計意図伝達業務費とは、設計者が設計意図を工事の管理者及び施工業者に伝えるための経費でございます。設計業務と工事監理業務を分けて発注した際に、設計をしましたそれぞれもとの受注業者以外の者が監理業務を受託した場合に発生する経費でございます。

この業務につきましては、公共工事の品質確保の促進に関する法律、いわゆる品確法でございますけれども、それが改定された際に、国土交通省の告示の中で、設計と監理業務の内容が整理され、意図伝達業務として明確に位置づけられたものでございます。それは、監理業務と設計の受注者以外の者に行わせる第三者監理方式ということでございまして、その施行とともに、国及び地方自治体におい

てその促進が図られているものでございます。

このような状況におきまして、地元業者からも、設計と監理業務を分離発注による入札に参加しやすい環境づくりというのが本市に求められておりましたけども、本市におきましても、業務の適正な執行の確保及び地元業者育成の観点から、設計監理業務の分離発注を実施するため、今回、それにあわせまして設計意図伝達業務費を計上させていただいたものでございます。

業務の内容につきましては、設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明、工事材料、設備機械等の選定に関する設計意図の観点から、それぞれ検討とか助言等を行うものでございます。

次に、総務課長からお答えさせていただきます。

議長（三鬼孝之議員） 総務課長。

総務課長（大倉良繁君） 私のほうからは、算出根拠及びその入札方法ということで御説明させていただきます。

設計意図伝達業務委託料の積算根拠につきましては、建築士法第25条の規定に基づきまして、建築士事務所の開設者が、その業務に関して請求することのできる報酬の基準を定めた国土交通省告示第15号による算出を根拠としております。

その内容といたしましては、業務報酬の算定方法であるとか、業務経費、技術料等経費、直接人件費等に関する略算方法による算定等が定められておきまして、これら算定法に基づき算出させていただいております。

それともう一点、入札方法ということでございますが、設計意図伝達業務につきましては、監理業務の入札執行に伴いまして、設計受注者以外の者が受注した際に発生するものでございまして、建築物の設計業務を担当した事業者に対して委託をするものでございます。ですから、当然随意契約の形になると思います。

以上でございます。

議長（三鬼孝之議員） 防災危機管理室長。

防災危機管理室長（川口明則君） 津波避難ビル整備工事請負費532万9,000円の工事内容でございますけれども、まずは門扉の改修であります。中村山側及び朝日町、これは海側でございますけれども、この門扉2カ所を地震自動解錠装置の取り付け、これは現在、尾鷲小学校等の避難場所にも設置をしておりますけれども、震度5弱以上を感知した場合、自動的に施錠が解除されるというものであります。現在つけております尾鷲小学校等のものにつきましては、鍵を取り出

して、そこから解除するという手間がありますけれども、今回のNTTビルにつきましては、この手間が省けるものであります。ほかには、回転灯、太陽光発電装置を設置いたします。

次に、屋外階段進入防止扉修繕や、階段・踊り場転落防止柵の設置、これは、電池式ブザー付きの防犯扉に取りかえや、屋上侵入口階段・踊り場転落防止柵を設置いたします。また、屋上に侵入する際、階段が急で狭いために、広くて上りやすい鉄骨階段に取りかえを行います。

次に、屋上部通信アンテナへの侵入防止フェンスの設置であります。これは、屋上部分にあるNTT通信アンテナへの侵入を防止するために、フェンスを14.4メートルにわたり設置するものであります。

以上が大まかな工事内容であります。

次に、整備工事は入札なのか、それとも随意契約なのかということでもありますけれども、NTT施設に関連する工事につきましては、その関連会社でしか設計、施工を実施することができないため、その関連会社との随意契約になると理解しております。

次に、整備された避難ビルの運用の仕方についてであります。年内を目途に工事を完了し、協定を締結する予定であります。また、住民の皆様へは、さまざまな媒体を活用しながら周知するとともに、避難ビルを示す看板をNTT側と協議の上、設置していきます。

以上でございます。

議長（三鬼孝之議員） 8番、三鬼和昭議員。

8番（三鬼和昭議員） どうも丁寧な御説明ありがとうございます。

設計意図伝達業務についてももう少し詳しく聞きたいんですけど、総務課長の今、説明の中で、随契の部分というんか、設計とか云々したところ、そこ、もう一度詳しく、どういう業者がするかちょっとわかりにくかった、理解しにくかったのもう一度御説明願いたいのと、今後、こういった工事は、全工事、工事の整備費というか、工事費にかかわらず、これから尾鷲市として全てこういう形をとるのか、この費用の、先ほど費用の説明については、私も質疑をするに当たって国交省のものを調べてみると、単価の求め方とかそういうのが載っていましたので、今、総務課長が説明していただいたのは、そういうことの積算でこういった委託料になったということをお願いしたいんだと思うんですけど、市として全てのこういった工事に設計意図伝達業務を取り入れていくのかどうかということと、

この2点、もう少し詳しく教えてください。

それから、N T Tビルですが、全体的な工事については、N T T、民間の建物ですからということはおわかりますが、扉については、これはどうなんですか。N T Tもこういった扉等をやられる業者をお抱えなのですかね。それとも、これは、これまで市がしてきた業者、お願いしてきた業者なのかということと、それから、従前どこでも避難タワーは急みたいなので、高齢者の方がちょっと、そんな階段をつけてもよう上らんかわからんとかということもあるんですけど、大体、このN T Tのビルで、緊急の場合、そういった今整備して、階段の耐震性とかも含めて、どれぐらいの人間が避難するであろうという、その見込みについては計算されておるのか、しておるようでしたら、そういったことも踏まえて今回こういった整備になったということ、もしあるんでしたら御説明願いたいと思います。

議長（三鬼孝之議員） 総務課長。

総務課長（大倉良繁君） 先ほどの入札方法の件でございます。

まず、この意図伝達業務が発生する場合といいますのは、監理業務委託を分離発注して、監理業務委託は当然、一般競争入札であるとか、指名競争入札で行うわけでございます。その中で、設計者以外が落札した場合には、設計者の意図が正確に、監理業務の受注者に対して正確に伝える必要がございますので、そのときに発生する業務ですので、設計受注者に対して意思伝達業務を委託するという形になりますので、当然、随契に似通った形になるということになります。

それともう一点、全ての工事に採用するのかということでございますけど、現在5,000万以上の建築工事発注基準に分離発注方式を採用していきたいと考えております。これらは、専任の主任技術者を配置しなければならない工事でございますので、対象としていきたい。

なお、建築物は、発注金額に限らず、規模とか用途等においても違ってきますので、そういった面について、その都度指名審査会等で十分な協議を図って定めていきたいと考えております。

議長（三鬼孝之議員） 防災危機管理室長。

防災危機管理室長（川口明則君） N T Tビルの門扉の件ですね。門扉につきましては2カ所、自動で解除するというようなことをしていきます。それから、N T Tにつきましては、N T Tもそこはふだん使用するというので、N T TはN T Tで、暗証式の、ふだんから使用するように、自分たちが使用する暗証式のをN T Tは独自で設置、取りつけていく予定であります。

それから、階段は約100段ありますけれども、どこでもそうですけど、高齢者等はなかなか大変だとは思いますが。その中で、屋上は167平米で、大体避難については1平米1人とおっしゃってありますが、このような人数、167平米、200人弱の方が避難できると思います。

海岸部からどれぐらいあそこへ必要かというのは、今後、またいろいろなタワー等もあります。それから総合的に踏まえながら考えていかななくてはならないと思っております。

議長（三鬼孝之議員） 8番、三鬼和昭議員。

8番（三鬼和昭議員） 入札のほうは大体わかりましたので、理解できましたので。

あと、やっぱりNTTのほうについては、門扉とかそういうのはわかったんですけど、直接階段につきましては、門扉があいたときに、その入り口がどうなるのかということですね。これをもう一度詳しく説明ください。

それと、今、これ、質疑ですから、12月ぐらいにできると言っていたんですね。その後に、今後、海岸部というんか、関係ある人を含めて実践というんか、訓練なんかも予定されておるのかどうかということも、将来のことですけど。ただできたとか、それだけでは、周知もそうですし、市民がどのように、自分の体力であるとか自分の状況において、そこが最適かどうかという判断とかが要ってくると思うんですけど、そういったものもこれからやられるのかどうかということを最後に伺いまして、その2点、答弁だけお願いします。

議長（三鬼孝之議員） 防災危機管理室長。

防災危機管理室長（川口明則君） 夜間の場合でございますが、夜間の場合は、先ほど言いましたような太陽光発電装置を備えておると。それによって、入り口には回転灯、十分な明かりはとれると思っております。

それから、12月をめどに、それから周知をしていただいて、訓練等に使用させていただくという了解を得ましたら、訓練等にも使用していきたいと思っておりますけれども、視察、訓練じゃなしに、海岸部の方に歩いていただく、訓練じゃなしに歩いていただくというような方向で何か調整していきたいと思っております。

議長（三鬼孝之議員） 以上で通告による質疑は終わりました。

他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼孝之議員） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております16議案は、お手元に配付の議案付託表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思います。これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼孝之議員) 異議なしと認めます。よって、議題の16議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決しました。

次に、日程第18、陳情第3号「尾鷲市立尾鷲中学校 屋内運動場(体育館)の床の張替え、照明器具改修工事についての陳情」を議題といたします。

ただいま議題の陳情につきましては、朗読を省略し、お手元に配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼孝之議員) 異議なしと認めます。よって、所管の常任委員会に付託することに決しました。

次に、日程第19、発議第6号「新規採石事業を認可しないよう求める意見書について」を議題といたします。

事務局長をして、お手元に配付の発議書及び意見書案を朗読し、提案理由の説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

事務局長。

(事務局長 朗読)

議長(三鬼孝之議員) お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議につきましては、質疑、討論を省略し、ただちに採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼孝之議員) 異議なしと認めます。よって、ただちに採決を行います。

日程第19、発議第6号「新規採石事業を認可しないよう求める意見書について」につきましては、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

議長(三鬼孝之議員) 挙手全員。

挙手全員でございます。よって、発議第6号「新規採石事業を認可しないよう求める意見書について」は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました発議につきましては、関係機関に意見書を提出するこ

といたします。

ここで、一般質問準備のため、10分間休憩いたします。

〔休憩 午前10時41分〕

〔再開 午前10時50分〕

議長（三鬼孝之議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第20、一般質問に入ります。

発言通告書が提出されておりますので、お手元に配付の一般質問表に従い、順次これを許可することにいたします。

抽せんの順序により、最初に、8番、三鬼和昭議員。

〔8番（三鬼和昭議員）登壇〕

8番（三鬼和昭議員） 通告に従い一般質問を行います。

私の質問事項は、1番目が子育て支援について、保育園の整備についてと障害児支援についてです。2番目が市の組織、機構について、組織・機構改革の検証についてと職員採用についてでございます。

次年度になると、我々議員も任期となり、5月には選挙が行われます。同時に、岩田市長におかれても、任された期間が迫っており、平成25年度当初予算編成に岩田イズムがどのように注入されるのか、それとも総花的な、いや、概算的なものなのか、固唾をのんで見守ろうとしているのは私だけでしょうか。

岩田市長の性格なのか政治姿勢なのか、施策において、いまだリーダー然とした訴えもアドバルーンも上げず、職員の発想とか市民の活動を待っているのか、共創の言葉の連呼ばかりが耳につきます。相変わらず施策の方向性が霧の中にあるような印象すら受けてしまいます。

道の駅論議でも特徴的なように、岩田市長の熱意ある思いが伝わらないまま、コンサルタントに委託する手法など、市民から岩田市長のことを聞かれても、これから先の施策の方向性を聞かれても、具体的に答えようがないのが、私ども、今の立場でもあります。

確かに、何代かの市長の積み残しもあろうかとも言えますが、みずからが市長を目指したときにわかっていたことであり、それも、こういった尾鷲市の山積した課題も、市長の取り組みに対する姿勢も市長の仕事であります。

しかし、尾鷲を船に例えるならば、へさきの方向性の向きを決めるのは市長であり、市民の代弁者として、市民にわかる質疑応答に努めるのがお互いの立場であります。もし、引き続き尾鷲丸のかじをとろうとされる気持ちであるならば、

明快な言葉を発していただくことをお願いして、質問に入らせていただきます。

最初に子育て支援についてですが、児童福祉法第1条には、全ての国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ育成されるように努めなければならない。全ての児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならないと児童福祉の理念である、児童福祉を保障するための原理を規定しており、第2条には、国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童の心身ともに健やかに育成するよう責任を負うと児童育成の責任を規定しています。また、具体的には、市町村は、保護者の労働、または疾病などや保育に欠けるところがある場合など、保護者から申し込みがあれば、保育園、保育所において保育しなければならないと規定されております。

それらは、本市においても、子育て支援として次世代育成支援行動計画が策定されており、その計画の第4節では、子育てと仕事ができる環境整備として、保育サービスの充実等を掲げられております。

そこで、保育園の整備についてですが、南海トラフにおける大地震及び大津波による被害想定はもとより、昨年の東日本大震災により、市内全保育園児保護者による3保育園の整備が市長及び議会に対し訴えられており、その間、国による2回の大津波浸水高の発表があるたびに、災害弱者と言える園児を守るために、施策の早期実現が叫ばれていることを軽視するわけにはまいりません。

また、生活文教常任委員会で視察した園舎の老朽化は想像以上に著しく、現在の保育事情を考えると、整備に対するその当時の理念からかけ離れており、近代的な施設の早期整備を感じたのは私のみではないと考えられます。

この保育園の整備については、私の再三の一般質問において、岩田市長は、整備計画を立てると答弁しており、教育施設の耐震整備のめどが立った時点で取り組まれることを示唆しております。

今定例会冒頭における岩田市長の市政報告では、子育て支援の推進として、保育所・保育園整備計画の策定を進めており、その進捗状況について所管常任委員会に報告したいと考えておりますと述べております。この報告は、1歩前進したかと思う反面、整備計画策定の進捗との微妙な表現に一抹の不安を感じないわけでもありません。この疑念に包まれたような表現は、相変わらず岩田市長の慎重なスタンスなのか、いまだ整備期間をも不確定という、未確定ということなのか、御説明ください。

次に、障害児支援についてです。

現在は、それぞれの保育園において保育士を加配して対応されているとのことですが、第四保育園の整備に関しては、この際、より障害児保育の拠点となるような施設整備を提案させていただきたいと思います。先進地を視察する機会があり、調査したところ、健常児と障害児保育を同じ建物の中で行っており、特に重度な障害児をも保育の対象としていました。

そこで、第四保育園の整備計画を立てるに当たり、障害児保育の拠点としてどのような特徴を持たせるものを描いているのか、次の点についてお答え願いたいと思います。

園舎のバリアフリー化と車椅子使用による保育について。

2、誘導スロープの設置。

3、例えば2階建てとした場合、エレベーターを設置するのか。

4、機能向上トレーニングや障害児専用の遊び場等とした多目的ルームの設置は考えられないのか。

5番目として、保護者との相談室であるとか、保護者と同時に保育相談等を行うような設備や整備が不可欠だと考えますが、岩田市長の障害児保育に対する整備方針の基本的なお考えをお示してください。

また、現在の障害児保育については、各園での保育でなく、特に第四保育園に集約されるほうが、園児ばかりか、保育士にとっても、身近で相談し合える精神的な負担を軽減させられると考えられます。現時点において、整備計画策定で、そういったソフト面での協議もされているのかどうか、この点も御説明ください。

私は、まちづくりの基礎は人づくりであり、その人づくりの根本が、保育園児や幼稚園児に対する取り組みであり、大きな子育て支援の基本的な部分だと思っておりますが、岩田市長におかれては、今回の保育園の整備計画を立てるに当たり、子育て支援の理念やみずから目指す人づくりの策についてもお聞かせください。

2番目の質問は、市の組織、機構についてです。

この質問は、第1回定例会でも取り上げておりますように、おおよそ10年近く前の伊藤市長時代に財政危機宣言がなされ、同時に、行財政改革が、国の指導も取り入れながら積極的に行われ、その結果、職員定数が大幅に削減されています。

この行財政改革は、歳出に大きな割合を占める人件費の削減と国の公務員削減という方針が合わさった時期でもあり、業務のコンピューター化とともに、市は、

これを財政再建策としながら、他方では、し尿等の陸上処理施設であるクリーンセンターの整備や海洋深層水事業などの大型事業を行うという行政手法をとってきた経緯があり、現在もその整備費を担っているのです。

そういった中で、岩田市長は、魚まち推進課や木のまち推進課等、元来の尾鷲市の特徴である第1次産業を前面に押し出すイメージで行政の機構と組織を変えて2年目となります。

このイメージ戦略を決して否定するものではないですが、私は、変更当初より行財政改革で職員定数を減らしてきた現実と逆行して課をふやすことに対し、むしろ職員の業務に対する肉体的な問題や精神的な問題に対する不安の危惧を抱き、昨年からは指摘を繰り返してきました。

このことは同時に、4月から始まった公民館のコミュニティー化のときにも、雇用の場不足で若者が尾鷲を離れるという現実がありながら、安易に職員不足を退職者の再任用という形で行おうとするなど、施策に全く一連性がなく、むしろ一過性でその場しのぎの行政運営を行っているといえるでしょう。

そこで今回、再度質問に至ったのは、本年8月7日に国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について閣議決定がされたことにより、今後想定される、当市に新たな危惧を指摘させていただきたいと考えています。

この閣議決定は法案化を必要としますが、昨年の東日本大震災からの再建や消費税の増税など、国の財政を取り巻く状況は厳しく、今後、道州制など地方公共団体に対する行財政改革とともに、公務員に対する何らかの措置も行わざるを得ない国の財政事情となっており、この退職手当の支給水準引き下げは、地方公共団体においても、準じた措置がとられざるを得ないのが現状ではないでしょうか。

この措置は、国家公務員の現行の100分の104から、平成25年1月1日から同年9月30日までを100分の98、平成25年10月1日から平成26年6月30日までを100分の90に、平成26年7月以降を100分の87に調整率を下げるもので、全退職者に適用されるとされています。同時に、このことで、国においては早期退職者募集制度、いわゆる勧奨制度が展開されることが予測され、当市においては、むしろ三十数年前の職員採用のツケが顕著にあらわれ、職員構成がいびつになっていることは、さきの質問で岩田市長みずから述べており、今さらその辺を議論する気はございませんが、この勧奨制度による退職者がふえると、当市の組織、機構に大きな異変を生じることが否定できません。

予測といっても、当市にとっては重大な問題であることから、これらをシミュ

レーションした取り組みの中で、今後、組織、機構のあり方、どのような議論がされているのか、御説明ください。

さき、第1回定例会の私の職員問題の質問に対して、岩田市長は、職員の採用について考えていかなんと思っていると答えており、人づくりに尾鷲職員の資質向上をどうすればいいのかを真剣に議論するとともに、おわせ人づくりとともに職員の人づくりも行うと示唆しました。これら職員採用と職員としての人づくりはどうなりましたか。その後の議論があったのか、庁内でどうされたのかということをお説明ください。

これらを鑑みると、現在の組織、機構へのこれまでの指摘が現実問題となる気がして、行政推進や職員のメディカルな部分を察すると一層不安となります。これら行政の機構や組織の安定化こそが、持続可能な自治体づくりの根幹をなすものであり、職員個人の資質を問うものばかりではないような気がします。

岩田市長は、市政運営の大もとである尾鷲市役所の組織、機構を今後どうしていくつもりなのか、明確にお答えしていただきたいと思います。

これで壇上よりの質問を終えまして、各論については別席より行わせていただきます。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 本市の子育て支援の柱となる保育事業については、よりよい環境でよりよい保育を提供し、次世代を担う子供を心身ともに健やかに育成することを目指し、尾鷲市次世代育成支援行動計画に掲げ、取り組みを進めています。少子化が進む本市ではありますが、共働き世帯やひとり親世帯の増加に伴い、乳児期から保育所への入所を必要とする家庭もふえ、待機児童も生じており、保育所が本市の子育て支援に果たす役割はますます重要となっております。

このような中、東海・東南海・南海地震など、大規模地震による被害が想定される本市では、地震、津波に対する、保護者、市民の関心も高まり、次世代を担う大切な子供にとって、より安全な場所でよりよい保育環境を望む声も大きいことから、安全な場所への移転を含めた整備計画を現在作成しているところです。

今回整備が必要となる尾鷲第三保育園、尾鷲第四保育園、矢浜保育園の整備計画の進捗状況については、今定例会の委員会にてお示しすることとしており、よりよい整備計画とするため、議員の皆様の御意見をいただきながら、第6次尾鷲市総合計画前期基本計画の期間内に整備できるよう、十分に検討を進めてまいり

ます。

次に、障害児保育についてお答えします。

本市の障害児保育については、平成2年度から県の補助事業として、尾鷲第四保育園を拠点施設として取り組みを始め、その後、県補助が終了した後も、市単独事業として他の保育所においても実施しております。

一般的に障害児に対しては、幼児期のできるだけ早い時期に積極的な発達支援を行うことがその後の発達に効果的なことから、肢体不自由児を尾鷲第四保育園で、その他の発達障害児を各保育園にて、対象となる児童の状態に合わせ、適切な加配保育士を配置し、途切れのない発達支援を行っています。

次に、園舎のバリアフリー化など、貴重な御提案をありがとうございます。今後、障害児保育への取り組みについて具体案を検討させていただきます。

例えば、尾鷲第四保育園においては整備後も、主に肢体不自由児の保育拠点施設として、車椅子等の利用にも対応したバリアフリー化はもとより、機能回復室の設置や専門知識を持った加配保育士の配置など、保育所の運営を委託している尾鷲民生事業協会と協議しながら、より充実した障害児保育の拠点施設となるよう、整備計画を策定したいと考えております。

また、現在、各保育園にて実施している障害児保育を尾鷲第四保育園に1本化してはどうかとの御提案ですが、肢体不自由児については、現在も尾鷲第四保育園で保育を実施している一方、成長の段階で発達のおくれがあらわれる発達障害児の保育については、転園等の問題もあることから、障害の状況に合わせて各保育園で対応している状況です。今後の対応につきましては、尾鷲民生事業協会と協議してまいりたいと考えております。

最後に、子育て支援の理念については、次世代の尾鷲を担う地域の宝である子供たちを地域で見守り育て合う、ともに子育てを支え合うまちを目指して、今後も施策を進めてまいりたいと考えます。

次に、国家公務員の退職手当の支給基準の引下げ等についてが平成24年8月7日に閣議決定され、現在、国において法案化を進めているところです。法の整備が進みますと、議員がおっしゃられるように、本市においても、法に準じた処置を講ずる必要があるものと理解しております。

これら案件について、今月、県において人事院勧告関係説明会がありました。その中で、国家公務員の退職手当の支給水準の引き下げや早期退職募集制度の導入、再任用制度の義務化といった内容もあります。

早期退職募集制度の導入については、現行の定年前早期退職特例措置の内容を拡充し、募集に応じ、認定された退職者に適用されることとなります。しかし、本市においては、厳しい財政状況を踏まえ、平成17年度以降、勸奨退職制度を一時凍結している経緯もあります。

また、再任用制度については、新たな制度概要案も示され、定年退職する職員がフルタイム再任用を希望する場合、定年退職日の翌日から当該職員を採用するものとする、つまり、再任用義務化といったことがありました。再任用制度については、昨年、制度課長に向けた検討を行い、平成23年12月議会における総務産業常任委員会で御説明させていただきましたが、職員の再任用は市民目線では理解を得がたいとの意見もあり、再検討した結果、導入を見合わせた経緯もあります。

しかし、これらの点については、法整備がなされれば、本市としても準じていかなければなりません。法案成立の見通し時期、制度改正の動向を注視し、経緯も踏まえて十分な検討をしていかなければならないと考えております。

確かに、議員が危惧するように、職務に精通した熟練の職員が早期に退職した場合には、たとえ新規採用職員、また、臨時職員で補おうとしても、組織に与える影響が少なからずあることも否めません。一時的に行政サービスの低下につながるかもしれませんが、専門的な職員研修をふやすなど、組織全体でカバーする努力をしてまいります。現時点においては、退職希望の職員数も不確定であり、平成25年度新規採用職員の募集も終えていることから、早期退職者があった場合には、各課業務の遂行状況や適正な職員配置等を検討しつつ、臨時職員の配置等も講じていきたいと考えております。

一方で、定員適正化計画の見直しも早急に行っていく必要も出てくることが予想されます。現在まで、厳しい財政状況や今後の人口動態に鑑み、定年退職者に対する新採用の一部抑制等を行い、平成16年度からこれまでに約50名を削減しながら、効率的な行政体制の整備を図ってまいりました。

このような中で、第6次総合計画の実現のために、まず先行して産業関係3課の組織の整備、また、本年度には、市長公室に人づくり支援係の設置、コミュニティーセンターの設置を行い、共創によるまちづくりを進めているところです。

こうした組織に加え、行政を持続可能な形で運営していくためには、新たな民間活力の導入や外部委託の検討、業務の効率化などの行財政改革を一層進めていかなければなりません。また、職員の人材育成の強化が重要であることから、今

後、法務、財政等、専門的な研修や、組織力の向上を図るためのリーダー育成に力を注ぎ、職員一人一人が考え、調査し、行動する職員の育成に努めていきたいと考えています。

議長（三鬼孝之議員） 8番、三鬼和昭議員。

8番（三鬼和昭議員） 先ほど市長が、保育園の整備については第6次総合計画の前期の部分でということは、約5年間ぐらいを見ておるということですね。基本計画の前期の部分で何とか行いたいということですから。

ただ、市長は、私のこれが3回目ぐらいになるのかな、津波以降、この問題を取り上げていますので、実際、第四保育園のかなりの老朽化と、それから、矢浜、第三保育園の浸水域に保育園があり、我々も大人として視察した場合においても、特に第三保育園なんかは、どこへ避難するのかという、発表されておる浸水高の位置まで来ようとするには相当な時間と労力が要るのではないかなということは見えてわかるわけなんですけど。

とにかく小学校が整備が済んだらこれに取りかかりたいということを市長は述べておりますので、少なからず、一度に三つの保育園を一遍にとすることは難しいことだと思いますから、ここで再度聞きたいのは、少なからずとも新年度というか、先ほど冒頭で、私は私どもも5月に任期、市長も7月に任期というので、次年度のかじ取りをどうするんかということがあるということが現実の中で発言したんですけど。

しかしながら、行政においては休むことはできないと思うんですね、先ほども持続可能ということで。市長とすれば、少なからずとも新年度には何らかの整備的な、調査する予算であるとか、そういったものをしていくぐらいの意欲というんか、それぐらいのことで庁内で議論されておるのかどうか。その点について、まずお答えください。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 先ほど、前期基本計画までに整備したいと、これ、28年でありませけれども、しかし、28年度までに整備はしたいとは言いましたけれども、その中でも極力、できるだけ早い時期に整備するのが一番でありますので、それに向けて職員一同、いろいろと協議をしているところであります。何とか、前期と言いながらも、できるだけ早い時期に進めていきたいなと思っております。もちろん3園一遍、一度にとというのはなかなか難しい話でありますので、その辺の順番も含めて、議論を今しているところであります。

議長（三鬼孝之議員） 8番、三鬼和昭議員。

8番（三鬼和昭議員） 市長も私の質問に合わすべきというか、非常に次世代育成支援行動計画とか指導、これに基づいてということがあっても、確実にこの三つの保育園はもう建て直さなくちゃいけないぐらい、老朽化はまずあるということは御認識されておると思いますし、我々議員も委員会で視察した限りは、こんなところで次の尾鷲市を担う子供たちを、こんな環境でいいのかというようなところは、これは津波のこととは別に感じております、1点。

それと、津波からの危険とすると、一つでもいいですから早く、やっぱり手をつける、つけられるべきだということは痛感しておりますので、もう一度改めて聞きますが、次年度には少なからずとも何らかの形で、予算的なものも含めて、具体的にこの保育園の整備に取りかかるお気持ちでおられるのかどうか、これを確認したいと思います。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

市長（岩田昭人君） まず、今回の常任委員会では、進捗状況を示させていただきたいと思います。それに沿いまして、皆さんに言わせていただいたのは、今年度に整備計画を立てますよということでありますので、当然、来年度で何らかの形で予算計上できるように、今、職員一同頑張っているところであります。

議長（三鬼孝之議員） 8番、三鬼和昭議員。

8番（三鬼和昭議員） わかりました。積極的に取り組んでいただける、なおかつ次年度には、そういった具体的な形になるであろうということ。

私、ほかの、伊賀市なんですけど、視察してお話を聞いておりますと、やっぱり今の尾鷲市の形からとって、子育て支援というか、幼稚園であるとか保育園をどうしていくのかというのは、やっぱり市が大きな理念を持って取り組んで、それを今担っていただいている民生事業協会との話の中でしますけど、尾鷲市として子育てをどうするかというのが一番の大きな問題と思うんですね。

ですから、こういった整備に関しても、市長のスタンスが、そのまままちづくりであるとか、子育て支援になろうかと思っておりますので、今、市長は積極的に取り組まれるということなので、3回質問した中では、細かいことは委員会で聞きますけど、姿勢としては確認できたということで、次へ進ませさせていただきます。

障害児につきましても、2遍、ちょっと勉強する機会がありまして、保育園の取り組み方と。一度は、同じ敷地内に健常者の保育園と、それから障害者の部があって、授業によって渡り廊下をつないでという行い方でした。ですから、保母

さんというか、保育士さんなんかも割かし相談できたりとかという取り組み、一緒に授業がやれたりというところでやってあって、そこが新たに一つの場所で、一つの建物の中で、ちょっと尾鷲市にはそこまでできるかどうかは別にして、そういったことをやられておりましたので。

非常にそこで聞く機会があったのは、今、市長も発達障害児の方であるとか、自閉症の方については、一つは健常者の近くで、今言われたようにするということがまず1点。それから、親子で登園をしたメニューも入れていくということ。それから、積極的に、細かいところでは、親であるとか、親子を合わせたような話し合いが保母さんとできるということをつけることが非常に成果を上げておるといふのと、それともう一つは、今の現状みたいな状態であると、各園に1人ないし2人ぐらい、発達障害児とか自閉症の方という形であろうかと思うんですけど、そういった中では、1カ所で専門的にやられるほうが、保育士さんの精神的なストレスというんですか、それから、技術の向上に合わせても、そちらのほうがいい結果が出ておるといふことを言うておりましたので、今後、やっぱり第四保育園を整備するに当たりましては、そういったことを議論していただきたいと思うんですが、いかがですか、その辺については。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 大変難しい問題だとは思いますが。

現在でも、最初から発達障害児だとわかっていれば、第四保育園で入っていただくという形であります。しかし、そういうケースばかりではありませんので、発達障害児であるということがわかって、じゃ、第四保育園のほうに転園したほうがいいのかどうかという話はなかなか難しい問題でありますので、現在は、今入っていただいている保育園で学んでいただいているということであります。今後の問題もありますけれども、民生事業協会のほうと話をしていきたい。

基本的な形としては、私は、既に保育園に入っていて、それから発達障害児だというのがわかったとしても、転園せずにもとの保育園で学んでいただくほうがいいのではないかなという気はしております。しかし、協会のほうと話を、事業団のほうと話をさせていただきたいと。

議長（三鬼孝之議員） 8番、三鬼和昭議員。

8番（三鬼和昭議員） その辺につきましては、技術的な面というか、保育の技術的な面は、民生事業協会さんの現場の方が、積極的とか研修とかを重ねてやっておりますので、これはつくってからじゃなしに、つくる前に大いに市としても民生

事業協会さんを交えて議論をして、やはりそういった障害児支援も、どちらのケースがいいのかということ踏まえて、まずソフトを十分に議論していただいた上で、先ほど指摘させていただいたように、重度な方もいますから、車椅子であるとかスロープであるとかは当然のことだとは思いますが、そういった中であるとか、多目的広場を利用して精神的なものを生かしていくとか、そういった心身、やっぱり心も体も同時にすることということも必要じゃないかなと思っておりますし、そういった家庭とか両親は非常に、また別の意味の苦勞をしながら子供に愛情を注いでやっていますので、せっかく整備されるのであれば、その辺のことを十分議論していただいて進めていただきたいと思います。こういった考えについてはいかがですか。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 当然三つの保育園を整備するとなると、じゃ、それぞれの保育園の位置づけをどうするのか、それぞれの保育園の特徴をどうするのかという議論を終えてから園の整備にかかるということでもありますので、その辺は十分検討させていただきたいと思っております。

議長（三鬼孝之議員） 8番、三鬼和昭議員。

8番（三鬼和昭議員） 2回、3回と一緒にような質問をしておりますので、具体的な議論ができたような気がするのですが、この部分についてはこれまでにしたいと思っております。

それから、私は、言葉も悪いですが、市長が行政組織の機構とか、そういった改革をしたときに、魚まちであるとか木のまち、これは否定するものではありませんが、課をたくさんふやしたことについては一定の、というのは、自分も行財政改革についてはたびたび一般質問もしてきたというんか、フラット制のときも提案した、県政において北川時代に、市長がまだみえる時代かな、フラットにして、職員が減っていく部分の対応策を検討すべきじゃないかという提案をしたとかというのもしてきましたので。

現在、そういったものが余りない中で、職員が減ってきておる。それに、なおかつこういった今回、国のことによって、当市においても、例えば3月いっぱいまで待たずに退職されるという方が出てきたら、それをとめるというわけにもいかんと思っておりますし、国がそういった方針を含めて大幅に削減してなると、勸奨制度にしても検討せざるを得ないのではないのかというか、勸奨はできないから、それで考えるというばかりというのでは、これは庁内の議論がかなり要ると思

ますけど。

いずれにしても、ちょうど時期的に、市長が前回もお話ししましたように、職員の構成がいびつになっておるときに、国とか、今、これを検討してきた国とか、それは全然関係ないと思いますけど、尾鷲市の特別な事情というのは、これ、組織、機構に大きく響くというんか、特に若い人が多くなっていくという現状の中でね。こういったのをもう少し具体的に、庁内でこれからどういった議論をしていくんかというのですか、現時点でお考えがあるのでしたら、ちょっとその辺をお示してください。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 大変悩ましい問題でありますけども、例えば財政が厳しい折に、退職者がたくさんあっても新採を補充しなかったという時代がありました。その辺のいびつが今あるわけですけども、24年度と来年度は、若干新規採用者をふやしております。それから、やはり今、若い人たちがどういうふうな形で力を発揮していただけるのか、そういった組織内の問題を、平成13年に人材育成の基本方針というのをつくって、今までそれで来ていますので、そのあたりもやっぱり見直しをしながらやっていかんなんと。

それから、それだけでは当然だめなわけですので、三鬼議員が、前回指摘がありました、例えば市民サービス課なんかは業務補助員の皆さんでやってもろうてもええんじゃないかとかいった話もありました。そういった中で、指定管理とか、いろんなアウトソーシングの話は随分やってきておりますけども、しかし、今までやっていないような新しい形の外部委託とか、そういったものはないのかという議論を今しているところであります。

議長（三鬼孝之議員） 8番、三鬼和昭議員。

8番（三鬼和昭議員） この退職の引き当ての下がる部分については具体的な話が出て、直接我々には関係ないとか言われればそうなんですけど、ただ、そういうことによって、市役所の組織であるとか機構が、そういった問題が出てくるようでは、我々のほうとしても、監視していくという立場から言うと、それまで認めてきた組織・機構改革とか、そういうのを認めてきたことが裏目になるということですから、私も賛成は賛成という形にしていますので。

ただ、今、市長も言われましたように、私は市民課、特に1階のフロア部分であるとか、専門的にできる人は、例えば1年更新は1年更新で結構だと思うんですけど、やれば3年ぐらいは、十分本人が能力をしてできるといったら3年ぐ

らの保証ができるような形で、そういったところに取り組んでいただくとか、あるいは、以前だと現行職員という形で、専門職員というのかな、そういったのもありまして、国家公務員というか、地方自治法の範囲で、もう一度いびつになったのを是正していくために、職員のそれと、私は、以前にも職員のダブル任用というか、各課を受け持つような、例えば、シーズンの忙しくない職員を、商工観光だとか、そういうのをイベントが多い時期にしたりとかというのは、これも杉田市政のときから提案はしてきておるんですけど、十分それが市に、役所としてはこなされてというか、各課で応援をお願いする形で時間外等でやっておりますけど。

例えば、これは職員の方は気を悪くせずに聞いていただきたいですけど、正職員でありながら、その課へ行くと、うまいこといかに課をかわらなくてはいけない。ところが、嘱託とか臨職の人は十分こなすという。いい表現で言うと仕事が合う方というのか、合う方を配置すれば、正職じゃなくても、嘱託とか臨職の方が、福祉であるとかいろんな部分、十分こなしてくれるというか。以前にもありました、介護制度が取り入れられたときに専門の嘱託員の方を入れたと、その方は長いですから、2年、3年とやるから、1年でかわってきた正職よりかも十分に理解ができておるといふ、これは、それなりの能力さえあればできるということがありますから。

ですから、このいびつになったのを是正していく中で、退職される職員の方の中で議論していただいたら結構だと思うんですけど、やっぱり組織、機構をきちっとしていくというか、それこそが持続可能な市役所運営というのか、それをなくしていろんなものを掲げても無理やと思うんですね。職員の精神的、肉体的なストレスがたまるようでしたら、余計マイナスになっていくというのを避けなくてはならないということがあるので、もう一度その辺のことを、そういった私の提案も含めて取り組んでいただきたいと思いますが、いかがですか。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 私は、組織に関しては、木のまち、魚まちをつくらせていただいたし、出張所、センター、それから、公民館をコミュニティーセンターにさせていただいたということで、一応これで私の考えとしては固まったと思っております。しかし、その中で職員のモチベーションを下げずに、一生懸命頑張って市政に励んでいただくというような方法をこれから考えていかんなんと思っております。

まずは、これも難しい話ですけども、職員の、先ほど言われた、合う、業務に

合う職を配置するということがまず一つ、一番大事な話でありましょうか。そう
いった中でどういった方法が一番ええのか。

もちろん定員についても減らすばかりではなしに、やはり必要なときは、例え
ば林業技師さんとか土木技師とか、あるいは保健婦さんとか、必要な折にはやは
りきちんと補充をしていかないと、後々にツケが来るというふうに思っています
ので、採用もさることながら、いろんな形で、厳しくなる職員減の中でどうして
いったらいいのかということのをこれから議論していきたいと思っております。

議長（三鬼孝之議員） 8番、三鬼和昭議員。

8番（三鬼和昭議員） ぜひ機構とか、市長のほうも我々から言わせれば、ことしの
春、それから去年と、退職者に対する再任用等々踏まえても、一貫性がなかった
ことが後々の、私は、ことしの春、去年のときも、再任用を適用するべきじゃな
いですかという提案、私のほうからさせていただきましたけど、別の形の採用の
仕方であった。ことしになってから再任用ということがあったと。

民間においては、若い人たちが、学校、高校を出ても働くところがないと外に
出ていくということも踏まえて、私は常々、役所も雇用を提供する場であるとい
うことを言わせていただいておりますし、また、もう一点は、地方自治法がどこ
まで許されるのかどうかはわかりませんが、民間では能力、採用試験は同じよ
うに受けてこられるんだと思うんですけど、能力に応じて総合職と専門職に分け
て、給料も違ってくるみたいですけど、そういったような配置をしておるで、研
究していただいて。

もし公務員、地方自治法で許されるのであれば、職員の方も市役所の職員とな
って入られて、あっちもこっちも異動して、それ、能力というか、精神的、性格
的に追いつかないというんだったら、もう専門的な職員と、私は身分を変えても
いいんじゃないかなと。どこでも、財政であろうが、事業課であろうが、市民サ
ービス的なものであろうが、教育であろうが、どこでもやりますよという方を総
合職の職員としまして、どここの課とか、どここの仕事しかできないという
方は、私はもう専門職員でいいんじゃないかなと、そういった扱いで、そのかわ
り給料の等級なんかも、2等級ぐらい定年のときには差が出るぐらいにせざるを
得ないかもわかりませんが。それでもいいんじゃない、そのことによって全て、
例えば6等級までの定年のときの費用があつたら、費用が浮いてくるわけですか
ら、そこで雇用というか職員数をふやせるということも十分私はできるんじゃな
いかと。

地方自治法のことがありますから、それができないんでしたら囑託とか、そういった職員の考え方をもう一度、正職としては一遍どんと、また一時期だけどんとふやすとかはできないと思いますけど、そういった計画の見直しというんですか、全般的な見直しをするべきだと思うんですけど、そういった考えについてはいかがですか。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 既にもうある地域では、ワーキングシェア的な考え方で、いろんな仕事を市民の方とか外で担ってもらうようなことをやられているところもあると聞きます。

やはり我々としては、適正配置といいますか、要するにその職員にあったところに配置させてもらうのが一番力を発揮していただくわけですけども、やはりそれだけではなしに、将来的なことを考えて、やっぱりリーダー的なものとか総合的な力を発揮してもらおうということも必要であります。そういった中で、そういったことが効果があるのか、そういったことを今、いろんな事案も調べながら検討していきたいと思っております。

議長（三鬼孝之議員） 8番、三鬼和昭議員。

8番（三鬼和昭議員） 職員の、今、県が、何か美し国とかで、委託職員というんですか、プロデューサー的なこととかがあって、ああいった考え方もいいと思うんです。一つは市としても、特に事業系とかそういったことについては、民間の方に3年契約とか5年契約で、一度、伊藤市長のときにも民間採用というのがあって、これは合う人と合わない人といって非常に難しい、全部が全部成功だったのかどうか難しい点がやっぱりあったような気がしますので。

今、県がやられておるような美し国のいわゆる委託職員というんですかね、県の。そういった方たちは、あの方たちは、昼やろうが夜やろうが、事業のことであったらするわけですね。そういった形も踏まえて幅広くなるほうが、尾鷲市の産業とか、そういったまちおこし団体とか、そういったようなバックアップをするのも、いいと思うんです。

私、例えば、観光物産協会なんかを今してきても、この何年かやってきた中で、描いたような自立の方法ができてきたんかどうかというところですか。自立するようになったのに、また行政がずっと指導していなくてはいけないというのではだめだと思うんです。そういったことを踏まえると、むしろそこへ市の委託職員というんですか、もっとプロパー的な委託職員、そういった人をするというほ

うが、職員がほかの業務へまたついて、それ以外の業務についてということもできるわけですので、その辺はお考えがないのかどうか、伺います。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 私が一番最初に新しい形の外部委託と言わせていただきましたが、まさにそのようなことでありまして、そういったことができるのかできないのか、それを進めたいなど。

それから、今、地域おこし協力隊とか、そういった形での採用もあります。いろんな形をこれから模索していきたいなど。特に、新しい形の外部委託は、これから考えていかなんかのじゃないかなと思っています。

議長（三鬼孝之議員） 8番、三鬼和昭議員。

8番（三鬼和昭議員） ぜひ、私は最初にちょっと悪口というか、共創という言葉、ことで表現に使ったんですけど、市長が共創と言うからには、誰とどのように共創していくかという中では、共創のパートナーをみずからつくっていくというんか、公務員じゃないところでつくっていくということも、市長の仕事では施策の方針の中のものじゃないかなと。そのことによって、全般的な、平均的な行政業務が負担をかけずに済むとか、そういったことをしないと、今回の、私は退職のこういった引き下げをとらまえて、尾鷲市の非常にいびつな職員構成からいくと、非常に大きな問題に発展、展開するんじゃないかなということを思いましたので。組織、機構が、市長がそれが、自分が目指したものですので、中身を機能とか、基本的には結果を残していただくということが大事だと思うんですね。

これまでも、私が議員になったときも、予算主義というか、ほとんど予算を審査して、決算のときにはそんなところがありましたけど、もう今は行政においても、やっぱり事業効果を見るというか、費用対効果をチェックするのが時代であるし、それをしなかったら全国的に置いてきぼりを食うというか、費用対効果を見た上で次の展開をしていかななくては、ほかの自治体に置いてきぼりを食うということですね。

それともう一つは、いろいろ今後、考える中でも、やっぱり地元の方が、正職でなくても、どういった形で仕事を、役所関係の仕事につけられるかということもちょっとお考えしていただいたような、こういった総合的な検討をしていただきたいと思いますが、最後にこれをお伺いして、質問を終わりたいと思いますが、その辺だけ、市長のお考えをお聞かせください。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 実は、せんだって3日間、慶應義塾大学、三重大学、名城大学の学生たちに入っていたいで、4地区をいろいろ回っていただいて、協議をしていただきました。その中でいろんなヒントがあったんかなというふうに思っています。やっぱり地域の方が元気になるような形の市政運営をやっていかないと痛感したところでもあります。

その中で、やはり仕事についても、地域にある程度委託できるような方法はないのか、そういったことは真剣に考えていかなければなりませんし、これからも皆さんのいろいろな意見を聞きながら、とにかく元気な尾鷲を少しでも取り戻したいと思っているところでもあります。

議長（三鬼孝之議員） 8番、三鬼和昭議員。

8番（三鬼和昭議員） 市長がそのことに触れましたので、そういったように新しい目線で、大学生の若い方が田舎についてであるとか、各まちについてだとか、取り組みを違う目線でしていただいた。

今、尾鷲市としても大事なことは、それ、担当された課であるとか、一緒に回った方が、その人たちが提案したものを同じ目線で受けとめて、それをどう生かすかというのがなければ、それをどういう形にしていくかというのがなければ、片一方で、そんなにコストも要らずにそういう成果を上げることができたということがありますよね。

あと、今の担当課であるとか職員が、それをどうできるかということをするれば、物すごく、コンサルタントなんか入れずにいい仕掛けができるわけですから、役所の機能としてそういったものが、市長としても、それをどうさせていくのかとか、現実として、そういう今回のものをとらまえた中でも、現職の職員がどう時めいておるのかどうかという、その辺の感想があるようでしたら、最後にそれをお聞かせ願いたいと思います。

議長（三鬼孝之議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 外部からの視点ということで、その大学生の力をかるということは大切なことだと思いますけれども、本来的にはやはり、例えば市の職員が地区へ入っていくとか、そういったことが必要な話であります。そういった市の職員が地域へ入っていくというようなことを含めて、コミュニティーセンターあるいは出張所のセンター間もしているところでもありますので、ぜひその辺の仕掛けをまた考えていきたいなど。地域と職員が何らかの形で同じことを仕上げるような仕組みも、これから考えていきたいなというふうに思っています。

議長（三鬼孝之議員） 以上で本日の一般質問は打ち切り、あす11日火曜日午前10時より続行することにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

〔散会 午前11時46分〕